

## 【香川県】訪問看護事業所の出張所(いわゆる「サテライト」)の設置要件について

香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ

### I. 厚生労働省が定める要件

(介護保険最新情報 Vol.530 「訪問看護事業所の出張所(いわゆる「サテライト」)の設置について」より抜粋)

指定訪問看護事業者の指定は、原則として事業所ごとに行うものとしていますが、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所(以下、「サテライト」という。)について、下記の要件を満たすものは、一体のものとして当該事業所に含めて指定することができる取扱いとなっています。

#### 【サテライト設置の要件】

- 1 利用申込みにかかる調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- 2 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に隨時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
- 3 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- 4 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- 5 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

### II. 香川県が定める要件等

「I. 厚生労働省が定める要件」に加えて下記の要件が必要になります。

#### (1) 設置場所、設置基準について

サテライトの設置の可否については、当課において個別に協議し、総合的に判断します。

また、以下の①から④までの全てに該当している必要があります。

- ① サテライトを設置する地域は、介護報酬における『中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算』の対象地域とします。
- ② 主たる事業所及びサテライトの所在地は、香川県知事を指定権者とする区域内(中核市である高松市以外)とします。

- ③ サテライトの設置数は、当面の間、病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（訪問看護ステーション（以下「主たる事業所」という。））に対し1か所までとします。
- ④ 管理者は、厚生労働省が定める『サテライト設置の要件』について日常的に管理するとともに、定期的に（1月に1回以上）サテライトを訪問し、サービスの質の向上のための適切な指導及び主たる事業所との一体的な管理を行い、その内容について記録するものとします。

## （2）人員基準

### ① 管理者

主たる事業所に置かれている管理者がサテライトを含めて一元的に管理することとなるため、サテライトに別に管理者を置く必要はありません。

### ② 看護職員（保健師、看護師又は准看護師）

主たる事業所単独で指定訪問看護事業所の人員基準を満たしたうえで、サテライトの職員を配置すること。

サテライトにおいて、サテライトの営業時間中は、看護職員を1名以上配置すること。

（サテライトの営業日及び営業時間は、主たる事業所と別に設定できます。ただし、運営規定に明記する必要があります。）

勤務形態は、常勤、非常勤を問いません。

### ③ 理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）

サテライトにおいて、理学療法士等を適当数配置することができます。

## （3）設備基準

主たる事業所とは別に、サテライトにも以下の設備を設けてください。

- ① 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務所
- ② 事務机・相談スペース
- ③ 指定訪問看護の提供に必要な設備・備品
- ④ 感染症予防に必要な設備・備品
- ⑤ 鍵付き書庫等（サテライトで個人情報の記録を保管する場合）

## （4）訪問看護ステーションの出張所の名称について

出張所の名称については、訪問看護ステーションの事業所名の後ろに出張所名をつなげるなど、主たる事業所との関係が分かる名称を付けてください。

（例）○○○訪問看護ステーション △△△出張所

△△△サテライト

## (5) その他の留意事項等

- ① サテライト事業所の設置を希望する主たる事業所は、香川県健康福祉部長寿社会対策課へ3カ月前までに事前相談をし、1カ月前までに届出が必要です。

【届出書類一覧表】

No	必要書類	様式等
1	変更届出書	別紙様式第一号(五)
2	訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定等に係る記載事項	付表第一号(三)
3	主たる事業所の所在地以外の場所で当該事業所の一部として使用する事務所(サテライト)の設置理由書	
4	主たる事業所の従業者の勤務体制一覧表(サテライト設置開始月の予定)	標準様式1
5	サテライトの従業者の勤務体制一覧表(サテライト設置開始月の予定)	標準様式1
6	従業者の資格証の写し、雇用契約書等写し	
7	主たる事業所とサテライトの位置関係が分かる地図	
8	サテライト事務所の平面図(外観および内部の様子が分かる写真)	
9	運営規程(主たる事業所と一体のものとして作成すること)	
10	土地・建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書	
11	損害賠償保険証書の写し	
12	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)	別紙1-1 別紙1-2
13	各種加算の届出様式(加算を算定する場合のみ)	

- ② 医療保険にかかる手続きは、1カ月前までに下記窓口で手続きが必要となります。

四国厚生支局 指導監査課

電話番号 087-851-9585

## III. 厚生労働省のQ&A等

(問1)

特別地域訪問看護加算を算定できる地域にある出張所を本拠地として訪問看護を行う従業者について、准看護師1人の配置でも差し支えないか。

### (答1)

看護師等（准看護師を除く。以下同じ。）が訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成することになっている（准看護師は訪問看護計画書や訪問看護報告書を作成できない）ので、主たる事業所で訪問看護計画書等を作成する等の支援体制の下に実施されるのであれば差し支えない。ただし、地理条件等を勘案し、そのような体制を敷くことが困難であるならば、看護師等が配置される必要がある。

### 介護報酬に関する留意点

介護報酬算定における地域区分は、主たる事業所の所在地にかかわらず、サテライトが所在する市町が適用となります。

### 加算に関する留意点

#### ① ターミナルケア加算

主たる事業所、サテライト双方の全体で、加算の有無を判断する。

「1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。」は、主たる事業所、サテライトを通じて1事業所とみなす。

#### ② サービス提供体制強化加算

主たる事業所、サテライト双方の全体で、加算の有無を判断する。

#### ③ 緊急時訪問看護加算／特別管理体制加算

「1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。」は、主たる事業所、サテライトを通じて1事業所とみなす。